

○議長（茅沼隆文）

ただいま前田せつよ議員他 3 名から、薬害肝炎救済法の延長を求める意見書の提出についての発議案が提出されました。

お諮りします。この発議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

御異議なしと認めます。発議第 1 号 薬害肝炎救済法の延長を求める意見書の提出についてを、日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程表と発議案を事務局に配付させます。

配付漏れはございませんか。

それでは、追加日程第 1 発議第 1 号 薬害肝炎救済法の延長を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を提出議員に求めます。

前田せつよ議員。

○4 番（前田せつよ）

お手元に配付いたしました、発議第 1 号 薬害肝炎救済法の延長を求める意見書（案）を朗読させていただきます。

発議第 1 号 薬害肝炎救済法の延長を求める意見書の提出について。

上記議案を別紙のとおり、開成町議会会議規則第 1 3 の規定により提出いたします。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出、提出者、開成町議会議員前田せつよ、賛成者、開成町議会議員、星野洋一、賛成者、開成町議会議員、石田史行、賛成者、開成町議会議員、下山千津子。

提案理由、薬害肝炎救済法が公布・施行されて 1 0 年が経過しているが、特定フィブリノゲン製剤等による C 型肝炎感染者数は 1 万人以上と推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないまま、平成 3 0 年 1 月 1 5 日の請求期限が迫っています。

こうした状況の中、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう要望するため、国に対して意見書を提出することを提案します。

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書（案）。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 I X 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成 2 0 年 1 月 1 1 日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月 1 6 日に公布施行されてから早 1 0 年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち 2, 2 9 3 人（厚労省発表平成 2 9 年 9 月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等による C 型肝炎感染者数は 1 万人以上（企業推計、ただし 1 9 8 0 年代以降）

と推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がいまだ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

よって、国におかれては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月6日。

衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、伊達忠一殿。内閣総理大臣、安倍晋三殿。厚生労働大臣、加藤勝信殿。

神奈川県開成町議会、議長、茅沼隆文。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

ちょっと確認なのですが、法そのものの延長を求める意見書なのか。請求期限の延長を求める意見書なのか。それちょっと1点確認させてください。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

今の御質問にお答えいたします。法そのものではなくて、請求期限の延長についてでございます。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田です。

そうすると、頭の題書きの部分で差異が出るというのかな、意見書（案）の部分で、請求期限の延長を求める意見書というような議論が出なかったかどうか。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

題名については議論は出ておりません。そのほかの項目案件についての議論はございましたが、題名についての議論はなされていない状況でございました。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

この陳情、ほかにも陳情の項目があったような気がしますけれども、その辺も全て含めて採択に決定したということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

状況でございますが、いくつもの項目がございましたけれども、先程、最初にお答えいたしました1項目の部分、一部、採択すべきものということで判断をした陳情でございました。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。

1番、佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

1番、佐々木昇です。

私のこれまでの流れの理解ですと、一部の採択ですと、陳情に対しては不採択というような考え方で、今まで私、考えてきたのですけれども、その辺についてのこの採択という判断をされたことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

今、佐々木議員から質問のありました項目について、委員会でもその件の論議が長く持たれたことがございました。全てを採択できないのに、採択とすべきなのかどうなのか。今までの開成町議会としては、そのような扱いをしたことがないということで、一部採択によって、採択となった案件は私の知る限りでも初めてのことでございます。その形で論議した結果、開成町運営に関する運営基準でございますが、その中の第121項の規定で、請願、陳情の内容が数項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目を取り上げて、一部採択として採決することができるという規定されている文言がございました。

開成町議会会議規則第92条では、委員会は、請願、陳情について、審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならないというところで、運営基準、そして、開成町議会の会議規則というものを踏まえて採択すべきものということで判断に至

りました。

○議長（茅沼隆文）

よろしいですか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

今、採択の流れについて、説明が委員長よりされました。その内容を聞いている中では、今回、意見書を求める内容以外にあったと推測するところなのですが、先程の意見書の題名の部分で、そのまま恐らく陳情で上がってきているのを上げていると思うのですが、しかし、内容については、そのまま上げているのではなくて、委員会での意見書をまとめているという流れになると、やはり内容と題名が違ってくるといふ部分では、題名をあくまでも附則第3条のところを集中して意見書を出そうとしているのが見えますので、題名はそっちにされたほうが良いのかなと思うのですけれども、そこら辺、陳情の内容と意見書が変わっているような感じがするのですけれども、そこら辺修正したほうが良いような感じがしますけれども、どうでしょう。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

題名についてでございますが、先程の説明に重なりますけれども、陳情の項目が何種類もあって、その部分の一部だけの採択としたと。それをもって考えたときに、陳情の題名の部分までに手を加えるとなると、また、その辺の意味合いも少し変わってくるのかなと今、判断をしているところでございます。

先程来、お二人の議員から質問がある内容も、そういう考え方もあるということで、十分理解するところでございますので、今後も含めまして、議会運営委員会に、このような事例について、開成町議会としまして、どうしていくのかということも検討の課題として、今回は上げていくという方向で考えたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

御意見ありますか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

陳情そのものの意見書については、内容等、それなりの思いがあって、議会側に陳情してくると思うのですよ。そこら辺は陳情者の趣旨、気持ちというものを尊重した中で、採決に至るべきだと。要するに議会側での意見を入れた中での陳情というのは、本来はあるべきではないと自分は思っているのですけれども、そのような中でも、意見書の内容と題名が今、違うということで何ら問題がなければ良いのですけれども、内容が変わってくるのであれば、そこら辺、陳情者のほうも、議会側に求めた陳情とは違ってくるといふような意見が出てくると問題なので、委員会内でやっている分に

は問題ないのですけれども、議会全体として採決をとるのであれば、そこら辺の題名というのを、あくまでも今回は請求期限、その延長に対して意見を言っているわけですから、修正すべきだとは思うのですけれども、もしここで結論が出なければ、一旦、暫時休憩して、再開するというのも提案したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

前田委員長、議長席まで来てください。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

題名の変更が妥当ではないかという意見でございましたが、先程の私の説明と重複するかもしれませんけれども、陳情者の思いとすれば、薬害肝炎救済法の延長を求める意見書として持ってきた題名でございます。また、請求期限が、平成30年1月15日までの請求を完了できないからこそ、延長させるというような思いがあって、先程、山田議員がおっしゃったように、陳情をこちらに持ってこられた方の思いというものを考えると、内容が一部採択であっても、題名を変えるということは、やはり本意ではないのではないかなと結論付けたいと考えます。題名の変更はせずに、一部採択の形で考えてございますので、御了解いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

今回のこの陳情に関しましては、委員会でそれなりの検討をされておりますので、そこを私は尊重したいと思います。

今回は、この陳情書の中の一部を採択するというところで、議論になっていると思うのですが、ちょっと私もこの意見書を見たときに、題名が救済法を延長することを求める意見書という形になっております。しかしながら、本文においては、救済法の請求期間を延長するというところで、救済法と救済請求期間というのは、ちょっと違和感あるなという感じは、実は先程、委員長の読み上げた中で感じました。

したがって、一部採択でありますので、救済、請求期間の延長という形の題名を入れたほうが、本来であればふさわしいかなという感じがいたします。ちょっと題名と本文とのギャップを感じるところであります。

一部採択ということでもありますので、今後も研究の余地があるかなと思いますけれども、直感的にちょっと違和感があるというところであります。

○議長（茅沼隆文）

それでは、再度、前田議員、議長席にお越しくください。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

様々、御議論いただきましてありがとうございます。確かにこの題名につきまして

は、違和感があるということは納得できると様々な観点から結論付けさせていただきました。

そこで題名につきまして、5文字の加筆をここでお願いしたいなと思うところがございます。薬害肝炎救済法の「請求期限の」という5文字を加えていただいて、延長を求める意見書（案）ということで。また、こういう形になりましたので、今後、題名を変えたことによる様々な対応等々、また検討して対応していきたいと思いますが、題名は、「薬害肝炎救済法の請求期限の延長を求める意見書（案）」として、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、ないようですので、質疑を打ち切り、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、討論もないようですので、採決を行います。

発議第1号 薬害肝炎救済法の請求期限の延長を求める意見書の提出について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。

それでは、意見書の（案）の字を消すとともに、「請求期限の」の5文字を追加していただきたいと思います。